

# 申請概要

## 1 申請者

東日本電信電話株式会社  
代表取締役社長 江部 努  
(以下「NTT東日本」という。)

## 2 申請年月日

平成 22 年 6 月 28 日

## 3 実施予定日

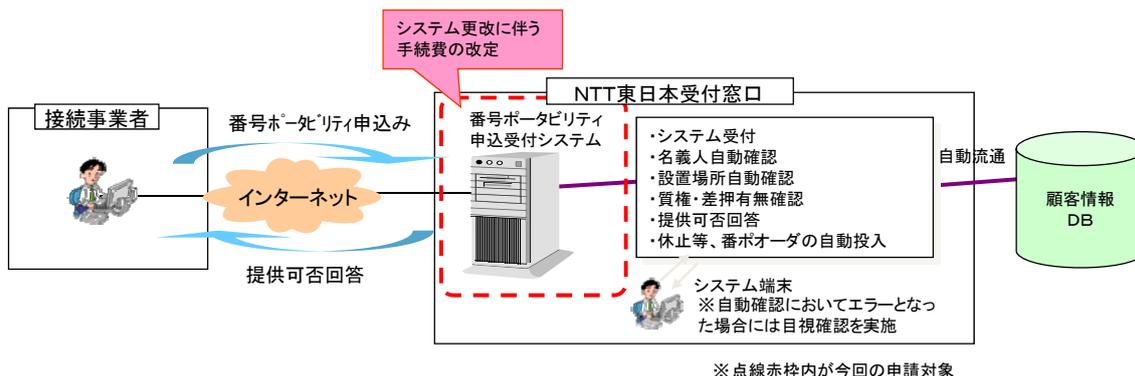
平成 22 年 7 月 1 日から実施。

## 4 概要

本件は、一般番号ポータビリティ申込受付システム<sup>※1</sup>(以下「受付システム」という。)のシステム更改に伴い、ルーティング番号登録工事等受付手数料等の額を変更するため、電気通信事業法(以下「法」という。)第 33 条第 2 項の規定に基づき接続約款の変更を行うものである。

※1 一般番号ポータビリティに係る移転、廃止、事業者間移転、ルーティング番号変更、同一番号移転可否情報調査、記載内容変更、及びオーダキャンセルに係る申込みがWeb上で可能。また、当該受付システムを利用する事業者は、申込受付状況等についてWeb上で確認が可能。

(システム概要及び手数料改定の対象)



## 5 主な変更内容

現在、接続事業者がNTT東日本に対して一般番号ポータビリティの申込みを行う場合には、受付システムによりオンライン申込みが可能となっている。

今回、この受付システムが保守契約期間の満了を迎えるため、システム更改を行う必要があることから、ルーティング番号登録工事等受付手数料及び同一番号移転可否情報調査費の料金額を変更するものである。

### (1) 手数料の変更内容

区分			単位	変更前	変更後	差額
ルーティング番号登録工事等受付手数料	NTT 東西が指定した電気通信回線設備を通じたルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用	ア イ以外の場合	1件ごとに	68 円	67 円	▲1 円
		イ ルーティング番号等削除工事(ルーティング番号のみを削除する場合に限る)又はルーティング番号変更工事を行う場合		192 円	187 円	▲5 円
同一番号移転可否情報調査費	同一番号移転可否情報を提供する手続きに要する費用	イ NTT東西が指定した電気通信回線設備を通じて調査を行う場合	1 電気通信番号ごとの1件ごとに	336 円	331 円	▲5 円

### (2) 接続料算定の概要

各手数料に係る費用については、本システム更改に係る費用(約 1.8 億円<sup>※2</sup>)を加味した上で、各手続に係る年経費(設備管理運営費等)を算出して算定したものである。いずれの算定においても、接続約款の料金表に記載の網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用、利益対応税を算定している。

また、単金の算定に用いる需要(利用見込件数)及び作業時間については、本変更適用前の料金算定に用いた値と同じものを用いているところである。

※2 NTT東日本では、これまで別々のシステムとして運用してきた「光ファイバ申込受付システム」、「DSL申込受付システム」、「一般番号ポータビリティ申込受付システム」のハードウェアを共有化することでコスト削減を図ることとしており、これらのシステム開発の総費用(約 28 億円)のうち約 1.8 億円が一般番号ポータビリティ申込受付システムの開発費となる。

## 6 諮問を要しない理由

本件は、平成 22 年3月 1 日に総基料第 42 号をもって認可した各手数料に関し、システム更改に係る費用を加味した上で、平成 22 年度に適用される網改造料の算定に用いる諸比率等に基づき、当該認可時と同様の算定方法によって当該手数料の額を改定するものであり、当該手数料の額も低廉化されることから、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問して改めて内容を精査する必要性が乏しいと考えられる。

したがって、法第 169 条ただし書及び情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会決定第5号に基づき、情報通信行政・郵政行政審議会において本件について諮問を要しない軽微な事項として認められたものである。